

(別添) 浄水の定期水質検査項目と頻度(水質基準項目)の例

水質基準			○△□水道施設における水質検査						令和〇〇年度実施計画																						
番号	項 目 名	基準値 (単位:mg/l)	過去の 浄水の最大 値 (単位:mg/l)	検査省略の判断		必要な検査頻度 (1回／下欄) ※●は回数減不可項目				原水検査	浄水検査																				
					理由	1ヶ月	3ヶ月	1年	3年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数設定理由等								
1	一般細菌	100個以下/ml		×	省略不可項目	●				○(7月)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(12回／年)							
2	大腸菌	検出されないこと		×	省略不可項目	●				○(4,7,10,12月)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(12回／年)							
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.001未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
6	鉛及びその化合物	0.01	0.002	×	一部に鉛管使用あり			○						○										原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の浄水結果から1回／年とできるため							
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
8	六価クロム化合物	0.02	0.001未満	省略	※2				○															検査省略(前年度に実施済)							
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.01	省略	省略不可項目		○				○			○			○							法定回数(過去3年間の結果から回数減はできないため、4回／年)							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		×	省略不可項目		●				○			○			○							法定回数(4回／年)							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3.6	省略	省略不可項目		○				○			○			○							法定回数(過去3年間の結果から回数減はできないため、4回／年)							
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1未満	省略	※3				○															検査省略(前年度に実施済)							
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	省略	※4				○															検査省略(前年度に実施済)							
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	省略	※4				○															検査省略(前年度に実施済)							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.0005未満	省略	※4				○															検査省略(前年度に実施済)							
17	ジクロロメタン	0.02	0.0005未満	省略	※4				○															検査省略(前年度に実施済)							
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005未満	×	原水で検出(基準値超過)		○			○(7月)	○			○			○							水質管理上注意が必要であり、回数を減じることとはしない。(4回／年)							
19	トリクロロエチレン	0.01	0.0005未満	×	原水で検出				○															原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の浄水結果から1回／3年とできるため(前年度に実施済)							
20	ベンゼン	0.01	0.0005未満	省略	※4				○															検査省略(前年度に実施済)							
21	塩素酸	0.6		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
22	クロロ酢酸	0.02		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
23	クロロホルム	0.06		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
24	ジクロロ酢酸	0.03		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
25	ジブロモクロロメタン	0.1		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
26	臭素酸	0.01		×	次亜塩素酸消毒		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
27	総トリハロメタン	0.1		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
28	トリクロロ酢酸	0.03		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
29	ブロモジクロロメタン	0.03		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
30	ブロモホルム	0.09		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
31	ホルムアルデヒド	0.08		×	省略不可項目		●				○			○			○			○				法定回数(4回／年)							
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.017	省略	※2				○															検査省略(前年度に実施済)							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02未満	省略	※2				○															検査省略(前年度に実施済)							
34	鉄及びその化合物	0.3	0.10	×	一部に鉛管使用あり		○				○			○			○			○				法定回数(過去3年間の結果から回数減はできないため、4回／年)							
35	銅及びその化合物	1.0	0.005未満	省略	※2				○															検査省略(前年度に実施済)							
36	ナトリウム及びその化合物	200	22.0	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.002	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
38	塩化物イオン	200		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	160	×	基準値の2分の1を超える		○				○			○			○			○				法定回数(過去3年間の結果から回数減はできないため、4回／年)							
40	蒸発残留物	500	125	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	省略	※5				○															検査省略(前年度に実施済)							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	省略	※5				○															検査省略(前年度に実施済)							
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	省略	※1				○															検査省略(前年度に実施済)							
46	有機物(全有機炭素の量)	3		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
47	pH値	5.8～8.6		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
48	味	異常でない		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
49	臭気	異常でない		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
50	色度	5度以下		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
51	濁度	2度以下		×	省略不可項目	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定回数(連続的計測・記録をしていないため、12回／年)							
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと		×	指針における「レベル2」の施設であるため		○			○(4,7,10,12月)												指針における「レベル2」の施設であるため、4回／年									

※1 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められたため
※2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資材・設備等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められたため
※3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであり、なおかつ海水を原水としていないため
※4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の4を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められたため
※5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の5を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、湖沼等の停滞水源を水源としていないことから検査を行う必要がないことが明らかであると認められたため

注意